

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【公開番号】特開2002-100313(P2002-100313A)

【公開日】平成14年4月5日(2002.4.5)

【出願番号】特願2001-209558(P2001-209558)

【国際特許分類第7版】

H 01 J 31/12

H 01 J 29/10

H 01 J 29/92

【F I】

H 01 J 31/12 C

H 01 J 29/10

H 01 J 29/92 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月14日(2005.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】電子源を有するリアプレートと、前記電子源から放出された電子の照射を受け画像を形成する蛍光体及び該蛍光体上に位置するアノードを少なくとも有するフェースプレートとを対向させて構成した真空容器と、

前記アノードに前記電子源よりも高い電位を供給するアノード電位供給手段と、

前記フェースプレートの内面上で前記アノード形成領域外に位置する少なくともひとつの導電性部材と、

前記導電性部材に前記電子源に印加させる電位と前記アノードに印加させる電位との間の電位を供給する電位供給手段と、

前記アノードと前記導電性部材との間に位置し、前記アノードに接続する第一の抵抗部材と、

前記導電性部材と前記第一の抵抗部材との間に位置し、両者に接続する第二の抵抗部材とを有し、

前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、前記アノードよりも高抵抗であり、且つ互いに異なる抵抗値を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】前記導電性部材、前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、前記画像表示領域の全周囲にわたって位置していることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】前記電位供給手段は、接地電位を供給するものであることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項4】前記第一の抵抗部材と前記第二の抵抗部材のシート抵抗は、一方が他方の100倍以上大きいことを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項5】前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、そのシート抵抗が $10^3$  / ~ $10^{14}$  /であることを特徴とする請求項1~4のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、そのシート抵抗が1

$10^7$  / ~  $10^{14}$  / であることを特徴とする請求項5に記載の画像形成装置。

【請求項7】 前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、そのシート抵抗が $10^7$  / ~  $10^{14}$  / であって、且つ前記第二の抵抗部材のシート抵抗が前記第一の抵抗部材のシート抵抗の100倍以上大きいことを特徴とする請求項1~4のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項8】 前記第一の抵抗部材と前記第二の抵抗部材は、膜厚が異なることを特徴とする請求項1~7のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項9】 前記第一の抵抗部材と前記第二の抵抗部材との接続部位に、第2の導電性部材を有することを特徴とする請求項1~8のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項10】 電子源を有するリアプレートと、前記電子源から放出された電子の照射を受け画像を形成する蛍光体及び該蛍光体上に位置するアノードを少なくとも有するフェースプレートとを対向させて構成した真空容器と、

前記アノードに前記電子源よりも高い電位を供給するアノード電位供給手段と、

前記フェースプレートの内面上で前記アノード形成領域外に位置し、前記アノードよりも高抵抗な第一の抵抗部材及び第二の抵抗部材と、

前記第二の抵抗部材に前記電子源に印加させる電位と前記アノードに印加させる電位との間の電位を供給する電位供給手段とを有し、

前記第一の抵抗部材は、前記アノードと前記第二の抵抗部材との間に位置して両者に接続し、且つ前記第二の抵抗部材よりも10000倍以上大きいシート抵抗値を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項11】 前記導電性部材、前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、前記画像表示領域の全周囲にわたって位置していることを特徴とする請求項10に記載の画像形成装置。

【請求項12】 前記電位供給手段は、接地電位を供給するものであることを特徴とする請求項10又は11に記載の画像形成装置。

【請求項13】 前記第一の抵抗部材及び前記第二の抵抗部材は、そのシート抵抗が $10^3$  / ~  $10^{14}$  / であることを特徴とする請求項10~12のいずれか1項に記載の画像形成装置。